

3) 療養病床から転換した介護老人保健施設の施設要件の設定

○療養病床から転換した介護老人保健施設における施設要件は、全施設の平均値と分散の幅を考慮して設定することで、第44回分科会(H19.11.12)において了承済み。

○施設要件の設定に当たり、以下の事項に留意する必要があるのではないか。

「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合を用いた施設要件

- ・ 転換後も、一般病床等からの退院者の受け皿としての機能を担保する必要があることから、新規入所者(※)のみを対象とした評価を行うことについて、第44回分科会(H19.11.12)において了承済み。

(※ ショートステイの入所者を除く。)

- ・ 現在の介護療養病床では、1月当たりの退所者数が少ない(60床当たり平均4名/月)ことから、安定的な評価を行うためには一定程度のデータを確保する必要がある。このため、1年間の入所者の合計で評価することについて、第44回分科会(H19.11.12)において了承済み。
- ・ 「医療機関」からの入所については、周囲の医療機関の有無等にも影響を受ける可能性があることから、こうした状況にも配慮する必要があるのではないか。